

【閲覧用】

令和3(2021)年第12回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和3(2021)年12月10日(金)				
開催場所	飯塚市役所本庁2階 多目的ホール				
開会	午後2時	閉会	午後2時56分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第66号	農地法第3条の許可申請について		許可 取下げ	7件 1件
	議案第67号	農地転用計画変更申請について		許可相当	1件
	議案第68号	農地法第4条の許可申請について		許可相当	1件
	議案第69号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	7件
	議案第70号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	82件
	報告第44号	議案第65号第2項における内容に訂正を必要とする事項について		済	1件
	報告第45号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	4件
	報告第46号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	18人	農地利用最適化 推進委員	9人	
欠席委員	農業委員		1人		
署名委員	1番	福澤 正剛	2番	大隈 秀文	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主任	安藤 正紘	
	主事補	野中 智仁			

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	○	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	浅田 正次	×
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（9名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	—	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	○	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	—
5	池永 雅行	—	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	○	21	瀧本 康男	—
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	○	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	○	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諮	—	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	○	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	○	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	—	30	許斐 太一	—

議案第 66 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(3 番推進委員：三村委員)</p> <p>先般譲受人であります [REDACTED] から説明を受けました。本用地につきましては、二代前の大叔父になるということのようですが、その時にこの譲渡人であります [REDACTED] が分地を受けて、その後本家の協力の下耕作をしてきたという経過がありますが、譲渡人であります [REDACTED] は、[REDACTED] に住んでおり遠隔地であるということとすでに高齢であるということから自分で管理するのが難しいという事から、本家にあたります [REDACTED] に贈与するとなったわけでございます。譲受人であります [REDACTED] は、会社員の傍ら農業も務めておりますことから何ら問題ないというふうに考えます。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 66 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(1 番推進委員：官本委員)</p> <p>先月の 20 日に譲受人の [REDACTED] より現地にて説明を受けました。[REDACTED] におかれましては、すでに耕作されており、農機具も持たれており何ら問題ないと思われまます。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 66 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
--------	------------

	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	耕作者数	<div style="background-color: black; width: 30px; height: 15px;"></div>
譲渡人	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>		
備考	売買		
第3条第2項各号			
補足説明	<p>本件につきましては、書類申請が行われて執行部による現地調査を行ったところではございますが、12月8日付けで取下げ書が提出されております。従いまして審議が不要となったことを報告いたします。</p>		
地区推進委員報告			
質疑・意見	<p>(7番農業委員：高野委員) この案件が取下げになったという事は先ほどお伺いしました。しかし、新規就農者について。農業者の意義というか定義ですかね。事務局説明してもらえますかね。</p> <p>(議長) 事務局。新規就農者の定義という事でしょう。</p> <p>(7番農業委員：高野委員) 新規就農者というよりも農業者としての定義ですね。</p> <p>(事務局) 今質問がありました農業者としての定義ですが、農地を適正に管理し、営利目的で農地を耕作する、収穫するというのが農家としての定義であると私は認識しております。</p> <p>今回の新規就農者につきましては、実際今のところは農地を持たないところですけれども、今後そういう風な営利目的のために農地を取得し、営農計画を出していただいたところで判断させていただき、新規に就農されるというところであって、新規就農には飯塚市の取り決め事項にありますとおり70歳以下でなくてはならないとかいうところを見て、申請の受付をしているところでございます。</p> <p>(7番農業委員：高野委員) 今言われる70歳以下であれば、結局その5反以上買えば誰でも農家になれるという事ですか。</p> <p>(事務局) 誰でもということではないんですけれども、先ほど言いましたとおり営農計画書というものをまず書いてもらいます。その中にはですね、この取得したいと思っている農地をどういう風にしていくのか、どういう風な形で経営されていくのかと機械をどういう風に調達するのか。リースで行うのか。自己資金で買うのか。リースで行う時には誰から借りるのか。その契約を取り交わした後にその契約書を出してもらおうとかそういう形ですね、と同時に新規就農者に関しましては、担当地区の農業委員さんや推進委員さんにですね、情報をお知らせいたしまして、その方に面談とかをしてもらった後に新規就農の可否を審議してもらおうという風になっております。</p>		

(7番農業委員：高野委員)

営農計画書ですね。これ結局畑ですよ。結局何を作られるんですか。そして結局自家消費じゃダメなんでしょうが。農協とか道の駅とかそういうところに結局出荷されて初めて農家として認められるんでしょうが。そして結局新規就農者の場合、3年3作きっちりとはできなくて、できんかったからやめましたという事で農地だけ自分のものになった。そしたら結局5反あれば、次の土地が買えるでしょうが。極端な話が。農家の権利ができるから。自分はそこを危惧しているんです。5反以上自分の所有物になれば、あと次に1反、3反買えるでしょうが。途中で挫折して、この畑で何を作付けされるか分かりませんが、そしたらこの作付けされている間でも結局みんなほとんど兼業農家でありますよ。結局兼業農家でありますけれども、その間でも努力して結局何らかの作物を作るなりなんなりして、新規就農者であれば、普及センター、先進地農家に研修などこれは必須条件に入っているんじゃないんですか。

(事務局)

今高野委員のほうから言われた必須の件でございますけれども、あくまでも農業委員会という新規就農者に関しては、取り決め事項の中で70歳以下でなければならないとか機械を持たなければならないとかいうところはありますけれども、農業大学校に行かなければならないなどは、必須条件には入っておりません。今言われている必須科目につきましては、農林振興課の方で受け付けております認定新規就農者になるときに必要項目になっております。その認定新規就農者になったら何がいいのかといいますと、そこで補助金などの交付を受けられることが可能になってくるということになっております。その認定新規就農者の要件の中には先ほど言われました農業大学校に1年間行かなくてはならないとか県から指定されている指導士の下で1年間修業しなくてはならないとか物をどのような経路で売っていくとかその収支報告とかそういうところまでの書類の提出が求められるものとなっております。

(7番農業委員：高野委員)

自分が今言っているのはですね、結局その全部自己資金でやるって言った時に視察研修も行かなくてもいい、認定の助成金もいらない、土地だけが欲しい。そう言ってもらったら困るがと言っているのはそこなんです。農家の権利を与えるのであれば、生産物を生産してもらおう。3年3作は絶対条件でしょうが。それをしてもらいたいんですよ。結局農家になったばかりに田んぼがまた買えるじゃないですか。小作権設定ができるでしょう。いま助成金がどうのこうの確かに言われるのは自分らも知っています。そこを言っているんじゃないんです。全部自己資金でしますからと言われた場合に農家の条件だけ与えたら、その次から土地が買われるし、借りられるでしょうが。そのあとどうなるか分からないですけども。そこを言っているんです。実際農家として土地を買えば、耕して作物を育てて売って初めて農家として認められるんでしょうが。農家としての条件というのは、結局1年間のうちに何日労働した。結局そういうところですよ。そこを言っているんです自分は。助成金とか認定農業者になれるとかなれんとかそういうことを自分は言ったつもりはないんです。5反以上

	<p>買えば結局誰でも農家になれるんかって言ってるのがそこなんです。</p> <p>(事務局長)</p> <p>今の高野委員からのご質問等も色々ありますけれども、今農業委員さん方が心配されるところなのかもしれないですけれども、今回新規就農ということで、先ほどから係長も申しますとおり、5反というのが新規就農の下限面積ということで設定をされております。そこで新規就農される際、当然どういう作付けをされていくのかというのは当然お尋ねします。そこで5反をしっかりとやっていきます。それで新規就農者として3年3作もやりますというところも、私も農業委員会と委員さん方の仕事というところもあると思いますけれども、この新規就農者の促進というのが1つあります。なので、ぜひ今心配されているようなところはですね、今後農業委員さん方、推進委員さん方にご指導していただいた上ですね、適切に農地利用をしていただくようなご指導ご協力もしていただければ、よい新規就農者に繋がっていくと思います。</p> <p>(7番農業委員：高野委員)</p> <p>新規就農者は今農業人口がかなり減っている。実際平均年齢67～8歳でしょうが。新規就農者は大歓迎なんですよね。自分は新規就農者を止めるつもりは一切ないんです。ただ、5反買えば結局農業者になって作物も作られて、確実に出荷されて一生懸命にやってもらえれば、地元の生産組合にも入り、地元の方に貢献じゃないですけれども一生懸命に農家をやろうという方なら自分も大賛成なんですよね。新規就農者となられる方は。ただ単に田だけ買って農家の権利を得て、次の段階でさっきも言ったように増やして行って3年間したら駐車場敷になっとなつたとかそういうのが1番怖いんですよね。そこのところ今後新規就農される方にですね、くれぐれも言ってもらって議事録の中に新規就農者の方に文言を入れてもらって指導してもらいたいと思います。</p>
審議結果	取下げ

議案第66号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(8番農業委員：伏原委員) ※担当地区の推進員が欠席のため 先月11月26日に譲受人の [REDACTED] から連絡がありまして、今回この [REDACTED] の件について、利用権の設定をずっとしていた分を [REDACTED] の方から買ってもらえんやろうかをご相談がありましたとのことで買う段取りをされております。 [REDACTED] については、 [REDACTED] 程を奥さんと耕作されておりますので、何</p>		

	ら問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 66 号第 7 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(8 番農業委員：伏原委員) ※担当地区の推進員が欠席のため 前段お話ししましたように、11 月 26 日に [REDACTED] の方からお話がありまして、この件はちょうど [REDACTED] と隣同士の田んぼでございます。この分も [REDACTED] が利用権を設定して作られておりましたけれども、今回 [REDACTED] の方から買い取りをお願いしたいという事で連絡を受けたという事で、[REDACTED] より話がありましたので、内容を確認しまして、現地も確認させていただいております。[REDACTED] 自体は百姓をずっとされておりますし、農機具関係を持っておられますので、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	<p>(7 番農業委員：高野委員) [REDACTED] の耕作面積が 6 項と 7 項で違うようにありますけれども、これは 3 条許可が出てからになるんじゃないんですかね。 (事務局) 今のところは 3 条取得した後の面積を記載してきたところでございますけれども、この表記についてはどうしたらよろしいでしょうか。やっぱり許可を受ける前の面積を表記したほうがよろしいでしょうか。 (7 番農業委員：高野委員) 実際この 3 条が通ってからの表記でないと結局前の面積でないとだめじゃないんですか。結局この表記だったらプラスして 3 条通った表記になつてしまうが。 (事務局) 利用権を設定している農地は合意解約していただいて、3 条で取得となりますので、面積の中には… (7 番農業委員：高野委員) これは 3 条が通ってから入れるべきじゃないんですか。 (議長) 私からいいですか。新規就農者というのがあるんですね。新規就農者は 5 反以上ですからね。農地を取得するときに 5 反以上という事は、それを含んだと</p>		

	<p>ころです、農地面積という事になるとです。だからこれはあなたが間違えじゃないんじゃないかなと思います。新規就農者の場合です、例えばこれを含まずに農業委員会にける前の数字であれば、新規就農者はゼロにしかたらないです。新規就農者については、だから新規就農者と同じように取得した後の面積を書くのが今まで通りの通例で来るとです。そういうことですかね。そういうことです。</p>
審議結果	許可

議案第 66 号第 8 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
譲受人	[Redacted]	耕作面積	[Redacted]
	[Redacted]	耕作者数	[Redacted]
譲渡人	[Redacted]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(6 番推進委員：福間委員)</p> <p>この所有権移転の申請につきましては、12 月 4 日に譲受人の [Redacted] から話を聞いたところ、双方で話し合いが進んでいる状況とのことです。今回譲り受ける農地については、現況の畑を維持して管理していくということを譲受人から聞いております。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 67 号第 1 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 69 号第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	[Redacted]	農地 区分	[Redacted]
当初転用者	[Redacted]		
承継者	—		
当初事業計画	貸資材置場		
変更後事業計画	貸資材置場		
備考	令和3年10月25日付け3飯農第278号-114にて許可を受けていたもの。		

	議案第 69 号第 2 項と関連。
造成	最大60cm程度の盛土工。(計画変更申請に該当する区域では、概ね造成が完了。)
進入口	東側隣接道路から進入。
土留め	官民及び民境界線から1.00m程度の任意のセットバックを行い、土羽打ちを実施。
被害防除	進入口を除いた周囲に、木杭に防護ネットを固着しフェンスの代わりとする。
雨水排水	セットバック箇所が素掘り側溝となり、申請地南側に存在する既存の溜桝及び排水管を經由し、大日寺川に放流。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和 4 年 1 月 10 日から同年 4 月 30 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	当初転用許可に基づく所有権移転済み。 当初転用許可を受けた3筆の外に、議案第69号第2項に記載する農地1筆を加え、貸資材置場として転用するもの。(計画面積の増加)
地区推進委員報告	(9番推進委員：小畑委員) 12月3日に譲受人のから電話にて説明を受け意見交換をし、現地確認に行っていました。10月25日に許可を受けたについては、造成工事が完了している状態でした。今回受渡人のより隣接地もぜひ買い取ってほしいという事で、結果的に長方形に近い形の土地となります。使い勝手もよくなりますし、買い取ると決めたということでした。計画変更を含めてとなり、貸資材置場として整備するという事でまた施工するという事です。すでに完了済の土地の天端に合わせて造成をして、土留めとして境界線から1m程度セットバックして、法面土羽打ちを行うとのことでした。被害防除として防御ネットの固着し、雨水排水は全周セットバック箇所に素掘り側溝を敷設し、川に既存の溜桝、配水管を經由し放流とのことでした。生活雑排水もなく地元農区の同意も得ており、何ら問題なし。
現地調査報告	11月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 68 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地	
地目、面積	

施設の概要	
備考	売買 議案第 67 号第 1 項と関連。
造成	最大 60cm 程度の盛土工。
進入口	東側隣接道路から進入。（計画変更申請区域に設置）
土留め	官民及び民境界線から1.00m程度の任意のセットバックを行い、土羽打ちを実施。
被害防除	進入口を除いた周囲に、木杭に防護ネットを固着しフェンスの代わりとする。
雨水排水	セットバック箇所が素掘り側溝となり、申請地南側に存在する既存の溜樹及び排水管を経由し、大日寺川に放流。
生活雑排水	発生しない。
工事計画期間	令和 4 年 1 月 10 日から同年 4 月 30 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	議案第67号第1項における計画区域に、本件申請地を加え一体造成を行い、利用するもの。
地区推進委員報告	(9 番推進委員：小畑委員) 12 月 3 日に譲受人の から電話にて説明を受け意見交換をし、現地確認に行きまいました。10 月 25 日に許可を受けた については、造成工事が完了している状態でした。今回受渡人の より隣接地もぜひ買い取ってほしいという事で、結果的に長方形に近い形の土地となります。使い勝手もよくなりますし、買い取ることを選んだということでした。計画変更を含めて となり、貸資材置場として整備するということでまた施工するという事です。すでに完了済の土地の天端に合わせて造成をして、土留めとして境界線から 1m 程度セットバックして、法面土羽打ちを行うとのことでした。被害防除として防護ネットの固着し、雨水排水は全周セットバック箇所に素掘り側溝を敷設し、川に既存の溜樹、配水管を経由し放流とのことでした。生活雑排水もなく地元 農区の同意も得ており、何ら問題なし。
現地調査報告	11 月 26 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 69 第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地			
地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	2 種 (10ha 未満)

譲渡人			
転用目的 施設の概要	駐車場		
備考	売買 令和3年6月21日付け飯塚市告示第206号にて農振農用地除外済み。		
造成	最大100cm程度の盛土工。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	北側及び西側において、市道に擦り付け。 東側において、隣接地へ擦り付け。 南側において、隣接地へ投げ掛け。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	自費施工により新設する溜柵及びVP管を經由し、東側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和4年1月15日から令和4年5月31日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(11番推進委員：水間委員)</p> <p>第3項のの5条申請について、代理人のから説明を受けましたので報告します。譲受人のは、夫婦ともに農業者となったことはありません。譲渡人のの転用目的は10トントラックなどの駐車場とするためです。本年6月に農振除外済みです。対象農地は宅地化によりまして、市道と住宅との間に残った残地で、隣接農地はなく用水路もありません。東側にある水路に流れるのは、対象農地と隣接住宅からの雨水のみです。この水路は市農業土木課の許可を受けて埋め立て。隣接住宅までの擦り付けの土留めとなります。最大盛土は約1m近くとなります。今後の雨水の対応は200mmのヒューム管を埋設して行います。西側歩道は最大200mm程度の傾斜を施しますが、市経済建設課の許可を得ております。地区生産組合は本件転用による周辺農地への影響は特にないとして同意済みです。</p>		
現地調査報告	11月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第69号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地	
地目、面積	

権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	2種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
転用目的 施設の概要	共同住宅 共同住宅 1棟 305.76㎡		
備考	売買 令和3年11月19日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大30cm程度の盛土工。申請地を縦断する水路敷については、自費施工による暗渠管に敷設替えを行う。(自費施工及び占用申請済み。)		
進入口	南側隣接道路から進入。		
土留め	周囲にコンクリートブロック壁を設置。進入口の箇所では、道路の法面埋め上げを自費施工にて実施。		
被害防除	進入口を除く土留壁設置箇所にフェンスを新設。		
雨水排水	整地面の透水性アスファルト舗装による地盤浸透、及び申請地北側にU型側溝並びに溜槽を設置し、北側の明星寺川に放流。		
生活雑排水	合併処理浄化槽を敷設、処理水は雨水同様に北側の河川に放流。		
工事計画期間	令和4年3月15日から同年12月31日まで		
水利同意	■■■■ 農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関による融資にて対応。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(8番推進委員：大村委員) 11月30日に松生氏に小山委員とともに図面を預かり説明を受けました。説明によりますと共同住宅を建てるという事です。南側に農地がありますが、問題ないと思います。また、地元農区の同意も得ておりますので、計画通りの施工であれば問題なし。		
現地調査報告	11月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第69号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	2種 (10ha 未満)
譲渡人	■■■■■■■■■■		

	■■■■■
転用目的 施設の概要	共同住宅 3棟 488.27 m ²
備考	売買 令和3年10月29日付け飯塚市告示第327号にて農振農用地除外済み。 令和3年11月18日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。
造成	最大110cm程度の盛土工。
進入口	北西側市道からの進入。
土留め	北西側において、市道に擦り付け。 北東側、南西側及び南東側において、L型擁壁を設置。
被害防除	北東側、南西側及び南東側において、高さ120cmのフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、新設するU字溝を經由後、北西側暗渠水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、北西側暗渠水路へ放流。
工事計画期間	令和4年1月15日から令和4年5月14日まで
水利同意	■■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(14番推進委員：藤田委員) 去る12月5日案件農地について、譲渡人の■■■■■を訪ね、受渡人の■■■■■ ■■■■■が共同住宅を3棟建てるので、調査確認しましたが、設計図通り 施工されれば、何ら問題ないと■■■■■生産組合も承諾しております。
現地調査報告	11月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第69号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
権利内容	賃借権		
借主	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	農地 区分	2種 (10ha未満)
貸主	■■■■■ ■■■■■		
転用目的 施設の概要	仮設事務所及び資材置場		
備考	なし		

造成	整地を行う程度で、盛土工、切土工なし。整地面には鉄板の敷き詰め。
進入口	道路に接する北西側から進入。
土留め	土地の形状変更はなく、土留壁の設置なし。
被害防除	進入口を除く周囲にフェンスを設置。
雨水排水	地盤浸透及び西側の水路に放流。
生活雑排水	し尿は仮設トイレを設置（汲取り）。その他の排水は発生しない。
工事計画期間	令和4年1月11日から同年6月30日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(1番推進委員：宮本委員) 先月22日に借主であるより現地にて説明を受けました。本案件については、今を作っておりますけれども、その下水配管のための一時資材置場としての転用となっております。事務局の説明通り施工されれば問題なし。
現地調査報告	11月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	(1番農業委員：福澤委員) この件につきましては、先月のですね17日に私農区長をしておりますが、私のところに相談に見えられました。そして締切が22日までだと、すぐにも印鑑をもらいたいという事でした。この土地につきましては、以前から田越しでの問題とか色々ありましたのでですね、4～5日前に印鑑を取りに来て無理ですよと。うちはもともと大きな水害があったところでございますので、農区だけではなく自治会とも十分検討して、印鑑をつけておると。せめて土日を挟んでもらわんと検討のしようがないという事でお話をしたところ、どうしても1月から着工したいとそうしないと間に合わないということでした。それで私も隣接の方にですね相談しながら、そして宮本推進委員の方にもですね連絡をしましたかと聞くとまだだという事で、その場で宮本推進委員の方に電話をさせていただいて、すぐ連絡を取って説明をなさいと。今聞いたら締切の22日に説明があったという事でございます。事務局におかれましては、今後せめて10日前には説明に行くように切に要望致します。よろしく申し上げます。 (事務局) 承知致しました。各生産組合・農区単位で実際に水利承諾に至るまでですね、それなりの時間があることを十分に配慮した指導を行いたいと思います。
審議結果	許可相当

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和3年11月19日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。		
造成	最大130cm程度の盛土工。		
進入口	北西側市道からの幅6mの進入路を敷設。 各分譲地へはこの通路から進入。進入路部分については市に帰属。		
土留め	市道に面する北側の一部では、道路中心線より3.25mの位置までセットバック。セットバックラインに擦り付け。セットバック部分については市に帰属。 進入路を除く北側、東側、南側及び西側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 南側境界から水路の間においては張コンクリート舗装。		
被害防除	東側の一部及び南側において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水樹、L型側溝、落蓋式U型側溝を敷設し、横断暗渠を経由後、南側水路へ放流。横断暗渠部分については市に帰属。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和4年1月15日から令和4年6月30日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(14番推進委員：藤田委員) 去る12月2日に譲渡人の[REDACTED]さんを訪ね、案件の農地[REDACTED]を[REDACTED]の事業者[REDACTED]が譲り受け、3区画の宅地分譲をするとのことで、周囲の関係者と協議しましたが、何ら問題ないとのことで地元生産組合も同意しております。		
現地調査報告	11月26日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 70 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		259, 282. 53 m ²		
	畑		6, 038. 00 m ²		
	樹園地		0. 00 m ²		
	採草放牧地		0. 00 m ²		
	計		265, 320. 53 m ²		
作物別 設定面積	水稲	(3 年以下)	93, 680. 53 m ²	37 件	
		(6 年以下)	87, 342. 00 m ²	25 件	
		(10 年以下)	72, 205. 00 m ²	15 件	
		計	253, 227. 53 m ²	77 件	
	大豆	(10 年以下)	336. 00 m ²	1 件	
		計	336. 00 m ²	1 件	
	野菜	(3 年以下)	6, 055. 00 m ²	3 件	
		計	6, 055. 00 m ²	3 件	
	その他 (果樹)	(6 年以下)	5, 702. 00 m ²	1 件	
		計	5, 702. 00 m ²	1 件	
	計	(3 年以下)	99, 735. 53 m ²	40 件	
		(6 年以下)	93, 044. 00 m ²	26 件	
		(10 年以下)	72, 541. 00 m ²	16 件	
		計	265, 320. 53 m ²	82 件	
	第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
	補足説明	なし			
質疑・意見	なし				
審議結果	決定				

報告第 44 号 議案第 65 号第 2 項における内容に訂正を必要とする事項について
(議案第 65 号 農業振興地域整備計画の変更について)

項	区分	申請人	土地の所在地	正		申請理由	参考事項
				地目	面積 m ²		
2	除外	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■	■■■■■ ■■■■■	建売住宅 建設	南側を市道、西側を農用地に接しているが、北側と東側を宅地に接した農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。

					令和3年10月18日開催の農振協議会にて承認済み。
誤					
申請人	土地の所在地	地目		申請理由	参考事項
		面積 m ²			
■■■■■	■■■■■	■■■	■■■	建売住宅 建設	南側を市道、西側を農用地に接しているが、北側と東側を宅地に接した農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和3年10月18日開催の農振協議会にて承認済み。
■■■■■	■■■■■	■■■	■■■		
■■■■■	■■■■■	■■■	■■■		
■■■■■	■■■■■	■■■	■■■		

【誤りがあった事項】

- ①「地目・面積」の項目で、■■■■■の面積に誤りがあったもの。
- ②「地目・面積」の項目で、合計面積に誤りがあったもの。

報告第45号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
借主	■■■■■		
貸主	■■■■■		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年10月31日
備考	戦前の権利不明小作(委員会)	引渡年月日	令和3年12月31日
結果	済		

報告第45号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
借主	■■■■■		

	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年10月31日
備考	戦前の権利不明小作(委員会)	引渡年月日	令和3年12月31日
結果	済		

報告第45号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月5日
備考	賃貸借権設定(基盤)	引渡年月日	令和4年1月1日
結果	済		

報告第45号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年11月11日
備考	3条永小作権(委員会)	引渡年月日	令和3年12月31日
結果	済		

報告第46号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済